

～ こんにちは！東北農政局です～ (第38号：令和7年3月)

食品産業ニュースレター

こんにちは、東北農政局です。「暑さ寒さも彼岸まで」という言葉どおり、東北でも暖かい日が増えてきそうです。環境の変化が多い時期かと思いますが、晴れた日は外に出て気分転換してみてもはいかがでしょうか。

●お知らせ1 第2回フラッグシップ輸出産地認定証授与式を開催しました

農林水産省では、海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定しています。「第7回フラッグシップ輸出産地に関する有識者会議」において認定された全国38産地のうち、東北管内からは1産地が認定されました。それに伴い、東北農政局では、令和7年2月21日(金)、認定証の授与式を開催しました。

全国農業協同組合連合会山形県本部（りんご ⇒ 台湾、香港等）

▼ 認定証授与式の模様

対象となる地域

山形県寒河江市、西村山郡大江町、朝日町、西川町、河北町、東根市

輸出に向けた取組

- 台湾向けとして選果こん包作業および検品の徹底、残留農薬基準に対応した栽培指導、輸出専用の出荷資材の作成等を図っている。
- 需要に応じて「スマートフレッシュ」活用による鮮度保持を図っている。

アピールポイント

- 山形県は寒暖差が大きいことから果実は糖度が高く、高品質産地として全国で高く評価されている。安定品質、安定出荷を強みに、海外ニーズに応えるべくJAグループ一体となった輸出産地づくりを進めている。



詳細はこちら

<https://www.maff.go.jp/tohoku/kihon/yusyutu/GFP/flug2.html>



●お知らせ2 「会津地鶏」が地理的表示(GI)産品として登録されました

農林水産省は、令和7年3月18日(火)、地理的表示法に基づき、東北地域から「会津地鶏」(生産地：福島県)を地理的表示(GI)として登録しました。



第166号 会津地鶏（登録生産者団体：会津養鶏協会）

生産地

福島県会津地域、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、福島市



特性

肉色は赤みが強く、肉質はきめが細かく弾力があり、うま味成分や食味に関与するアラキドン酸を多く含む。コクと旨みがあり、しっとりとした肉質がどんな料理にも合う食材として県内外の需要者から評価されており、福島県ブランド認証産品に認定されるなど福島を代表するブランド地鶏となっている。

地域との結び付き

「会津地鶏」の始祖は、その昔、平家の落人が会津に持ち込んだといわれており、美しい尾羽は450年以上前から郷土芸能「会津彼岸獅子」の獅子頭に使用され、鶏肉等は祝い行事などで珍重。昭和62年に絶滅寸前だったところを福島県が保護し、優良肉用種との交配・改良を重ね、平成3年に現在の「会津地鶏」を作出。平成11年には地鶏肉JASの在来種にも規定された。

詳細はこちら

https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chizai/250318.html



●お知らせ3

株式会社七十七銀行及び77 NEXT CONSULTING PTE. LTD. と 輸出促進に向けた連携協定を締結しました

東北農政局は、令和7年3月17日(月)、株式会社七十七銀行及び77 NEXT CONSULTING PTE. LTD. と農林水産物・食品の輸出促進に向けた連携協定に関する締結式を行いました。



連携に向けて手を合わせる3者

右:株式会社七十七銀行

取締役頭取 小林様

中央:東北農政局 菅家局長

左:77 NEXT CONSULTING

マネージングダイレクター 入江様

連携の目的

東北農政局と株式会社七十七銀行と77 NEXT CONSULTING PTE. LTD.とが緊密な協力関係の下、東北地域の農林水産物・食品の輸出拡大及びその他農林水産物の振興に貢献することを目的とします。

連携の内容

- ① 農林水産物・食品の輸出に必要な情報や国の輸出促進施策等を普及し、東北の事業者の輸出に向けた機運を醸成する。
- ② 輸出に取り組む事業者に対し、両者が連携して、事業者の個別課題に寄り添った伴走支援を行う。
- ③ 輸出商社等とも連携し、海外における販路開拓や東北の産地と海外をつなぐサプライチェーンの構築により、東北からの輸出拡大を実現するため、事業者間のマッチング等を行う。
- ④ その他、輸出及び農林水産物の振興に関する事項について、相互に協力を行う。

詳細はこちら

<https://www.maff.go.jp/tohoku/kihon/yusyutu/renkei.html>



●お知らせ4 加工食品クラスター輸出緊急対策事業の公募を行っています

農林水産省は、複数の食品製造事業者等が連携して行う、海外市場を開拓する取組や、現地ニーズに対応した取組等を支援する「加工食品クラスター輸出緊急対策事業」の公募を行っています。

事業内容

(1)加工食品のPR等需要拡大、テストマーケティング、輸出人材の育成等

加工食品の輸出拡大に向けて、複数の食品製造事業者等が連携して販路開拓を行い、輸出の商流を構築するためのプロモーションやテストマーケティング、輸出人材の育成等に係る費用。

(2)輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等

輸出先国・地域のバイヤー等が求める条件等、現地のニーズに対応した商品の開発・製造のために必要な機械の導入等に係る費用。

申請に当たっての注意

- ・ 本事業へ応募できる対象は「団体のみ」となります(「民間事業者」単体での応募は、不可です)。
- ・ 「団体」には、複数の食品製造事業者が含まれており、輸出実績(間接輸出を含み、本事業で取組を行う輸出先国であるかは問わない)のある事業者が1者以上含まれている必要があります。

補助率及び上限額

定額(1団体あたりの上限:1,000万円)

公募期間

令和7年3月18日(火)~4月16日(水)17時



※本事業を活用するには、「輸出事業計画」の認定を、原則として令和7年度内に受ける必要があります。認定を受けるまでに審査、修正の調整等に時間を要しますので、早めに計画案を作成のうえ提出いただきますようお願いいたします。



◀輸出事業計画についてはこちら▶

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html

詳細はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/cluster/taisaku.html>



発行元お問合せ先

東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課 仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎A棟)

TEL:022-263-1111 (内線4558)

E-mail:tohoku_shokuhin@maff.go.jp